保険薬局のweb掲示物

・調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

調剤管理料について

「調剤管理料」とは、患者さんの情報を基に処方内容について薬学的分析と評価をした上で、薬剤服用歴への記録や薬学的管理などを行った場合に算定できる薬学管理料です。

服薬管理指導料について

「服薬管理指導料」とは、服薬指導などに関わる業務に対して算定される薬学管理料です。薬剤の用法用量などについて基本的な説明をするほかに、患者さんが適切かつ安全に薬を服用できるよう、服用歴や残薬状況、アレルギー歴などの確認・指導を行い、継続的に服薬状況を把握することが求められます。

・明細書発行体制等加算

明細書について

当薬局は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

・オンライン資格確認体制に関する事項

オンライン資格確認について

薬局では、患者が加入している医療保険を確認する必要があります。この作業を「資格確認」と呼びます。

今までは、保険証を掲示して頂き、目視で確認しておりましたが、現在は、オンライン資格確認用の専用のPCで、マイナンバーカード保険証や健康保険証の情報を確認することができます。

・連携強化加算に関する事項

連携強化加算について

連携強化加算は、災害や新興感染症の発生時等においても薬局が継続して地域の医薬品供給や衛生管理に関する対応等を維持できる体制を評価する観点から、2022年度診療報酬改定において新設されました。

他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時等の非常時に必要な体 制が整備されている保険薬局において、調剤を行った場合に算定できます。

・選定療養の内容及び費用に関する事項

選定療養について

2024年10月より、長期収載品の処方等又は調剤について選定療養の仕組みが導入されました。

先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。

後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

薬剤料以外の費用（調剤の費用）はこれまでと変わりません。

参考：厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

・医療ＤＸ推進体制整備加算

医療ＤＸ推進について

当薬局はオンライン資格確認により取得した保険情報等を薬局内で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得・活用して服薬指導を行っております。

龍生堂薬局をご利用の皆様へ

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等において、厚生労働大臣が定める事項を掲載いたします。

当薬局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について
・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
・生活保護法に基づく指定（医療・介護）
・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定
・小児慢性特定疾患治療研究事業に基づく指定
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（精神通院医療）
・労働者災害補償保険法に基づく指定
・児童福祉法に基づく指定
・戦傷病者特別援護法に基づく指定 ・特定疾患治療研究事業に基づく指定
・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について
当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて
＜薬剤の容器代＞ 容器代については原則頂いておりません。
＜患家へ調剤した医薬品の持参料・郵送料＞ 患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料、郵送料は原則として患者様負担になります。 治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。
＜希望に基づく甘味剤等の添加＞ 原則として料金は頂いておりません
＜希望に基づく一包化＞ 医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。
＜希望に基づく甘味剤等の添加＞ 原則として料金は頂いておりません

調剤基本料について ＜西荻店のみ基本料3イ、それ以外の20店舗は基本料1＞
龍生堂薬局西荻店では調剤基本料3イを算定しております。
上記以外の龍生堂薬局では調剤基本料1を算定しております。（20店舗）

後発医薬品調剤体制加算について＜全店 加算3を算定＞

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。先発医薬品を希望される患者様はスタッフにお申し出下さい。 ※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。

調剤管理料について＜全店＞
当薬局では調剤管理料を算定しております。 患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料について＜全店＞
当薬局では服薬管理指導料を算定しております。患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

地域支援体制加算について＜地域支援体制加算2＞
＜18店舗 加算2、西荻店 加算3、高幡不動店、ふじみ野店の2店 舗加算なし＞
・以下の基準を満たす薬局は地域支援体制加算2または3を算定しております。
・1200品目以上の医薬品の備蓄
・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
・医療材料・衛生材料の供給体制
・麻薬小売業者の免許
・集中率85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
・診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）
・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
・健康相談の取り組み
・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

時間外等加算（時間外・休日・深夜）について＜全店＞
当薬局では休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤および在宅医療業務に対応できる体制を整えております。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承下さい。・時間外加算；基礎額の100% ・深夜加算；基礎額の200% ・休日加算；基礎額の140%
・時間外加算　：　基礎額の100%
・深夜加算　　：　基礎額の200%
・休日加算　　：　基礎額の140%

夜間・休日等加算について＜全店＞
平日19：00から閉店まで、土曜日13：00から閉店まで、日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）の終日に算定いたします。

医療情報取得加算について＜全店＞
当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

医療DX推進体制整備加算について＜全店＞
当薬局では医療DX推進体制整備加算を算定しております。当薬局ではオンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。当薬局では医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

連携強化加算について＜全店＞
次に掲げる体制を整備し連携強化加算を算定しています。当薬局は第二種協定指定医療機関の指定を受けています。オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしています。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しています。
①新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。） イ 個人防護具を備蓄。ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生等がないときから整備。
② 災害の発生時における体制の整備について ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。） イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制。ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

在宅薬学総合体制加算について
＜高幡不動店、ふじみ野店の2店舗は、加算なし。
大久保店、東新宿店、ベルブ永山店、永山調剤店の4店舗は加算2、それ以外の15店舗は加算1＞
当薬局では在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者の体調急変に対応できる体制を整えています。在宅患者の皆様には規定の調剤報酬点数表に従い在宅薬学総合体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

特定薬剤管理指加算２に関する事項
＜西荻店、高幡不動店、新大久保店、ふじみ野店の4店舗は、加算なし。残り17店舗対象＞
当薬局は以下の基準に適合する薬局です
・ 保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務
・ 患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制
・ 麻薬小売業者免許の取得
・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年1回以上）
・ 当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

無菌製剤処理加算について
＜西荻店、高幡不動店、松岡セントラルビル店、ふじみ野店の4店舗は、加算なし。残り17店舗対象＞
当薬局は2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、無菌調剤室を共同利用しております。注射等の無菌的な調剤を行なう際に算定いたします。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について＜永山店、ベルブ永山店、大久保店＞
当薬局は麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けています。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

在宅中心静脈栄養法加算について＜永山店、ベルブ永山店、大久保店＞
当薬局は高度管理医療機器等販売業の許可を受けています。在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について＜ふじみ野店以外の20店舗＞
以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得て算定いたします。・保険薬剤師の経験3年以上 ・週32時間以上の勤務 ・当薬局へ1年以上在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取組への参画 患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第１節　調剤技術料

令和８年３月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料１	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料２	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中率70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中率85%超 （ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象） ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料３	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）・月3.5万回超～40万回以下、集中率85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ）・月40万回超、集中率85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ）・月40万回超、集中率85%以下	イ）25点 ロ）20点 ハ）37点
④ 特別調剤基本料Ａ	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）＆集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料Ｂ	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃　（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	○	医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算２		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算３		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算４		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算５		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の掲示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算１	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算２		同加算１の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、 それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ 〃 ）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第２節　薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬		1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、 28日分以上 60点
② 内服薬以外			10点
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	(○)	イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点
	(○)	ロ）3カ月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	45点
		ロ）在宅患者	59点
		ハ）在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合	59点
		ニ）イ・ロ・ハ以外	
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算１		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患家を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	−	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料１		月1回まで	185点
外来服薬支援料２		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料１		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料２		複数の医療機関から内服薬６種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
		1）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60点
		2）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点
服薬情報等提供料１		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料２		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料３		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点
② 単一建物患者 2～9人		必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）、	320点
③ 単一建物患者 10人以上		保険薬剤師1人につき週40回まで	290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応　※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500点
② ①以外		必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第３節　薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料Ａ・Ｂの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第４節　特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第５節　その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者　1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者　2～9人			379単位
③ 単一建物居住者　10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の　5%

龍生堂薬局　施設基準　算定一覧表

2025/10

店舗名	基本料	地域支援	後発品	医療DX	薬連強	特薬管2	在宅薬学総合体制	在宅患者訪問管理	無菌調剤	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	在宅中心静脈栄養法加算	かかりつけ薬剤師
村山店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			3
西荻店	③(イ)	③	③	②	○		①	○				3
永山店	①	②	③	②	○	○	①	○	○	○介	○介	10
新宿店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			5
あざみ野店	①	②	③	①	○	○	①	○	○			4
ワセダ東店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			3
高幡不動店	①		③	②	○			○				1
多摩センター店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			5
アイランド店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			4
東新宿店	①	②	③	③	○	○	②	○	○			2
ベルブ永山店	①	②	③	②	○	○	②	○	○	○介	○介	4
桜が丘店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			4
立川店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			6
松岡ｾﾝﾄﾗﾙﾋﾞﾙ店	①	②	③	②	○	○	①	○				2
大久保店	①	②	③	③	○	○	②	○	○	○介	○介	4
アイランドタワー店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			2
新大久保店	①		③	②	○		①	○	○			2
国立店	①	②	③	②	○	○	①	○	○			4
四谷三丁目店	①	②	③	③	○	○	①	○	○			3
永山調剤店	①	②	③	②	○	○	②	○	○			5
ふじみ野店	①		③	②	○			○				

指定居宅療養管理指導事業者　運営規程

（事業の目的）

第１条

１．龍生堂薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、龍生堂薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

２．利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第２条

１．要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

２．地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

３．適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

・保険薬局であること。

・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。

・麻薬小売業者としての許可を取得していること。

・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第３条

１．従業者について

・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。

・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

２．管理者について

・常勤の管理者１名を配置する。但し、業務に支障がない限り、龍生堂薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）
第４条
１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のＡＤＬやＱＯＬに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
２．訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）
第５条
１．原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
２．営業日及ぶ営業時間については、店舗ごとに異なるので店舗情報 ｜ クスリの龍生堂薬局よりご確認下さい。
３．利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

（通常の事業の実施地域）
第６条
１．通常の実施地域は、その薬局の所在する市区町村とする。(他の地域の方は別途、利用者と相談する。)

（指定居宅療養管理指導等の内容）
第７条
１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
・薬剤服用歴の管理
・薬剤等の居宅への配送
・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
・ＡＤＬ、ＱＯＬ等に及ぼす使用薬剤の影響確認
・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
・在宅医療機器、用具、材料等の供給
・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第８条

１．利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

２．利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

３．居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する

（緊急時等における対応方法）

第９条　居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）

第 10 条

１．龍生堂薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。

２．従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４．サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

５．この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、龍生堂薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和７年６月 １日より施行する。

龍生堂薬局

【オンライン服薬指導の実施に関するご案内】

当薬局では、患者様に良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、オンライン服薬指導を実施しております。当薬局でのオンライン服薬指導に係る実施方針は以下のとおりとなっております。

1．オンライン服薬指導の時間に関する事項

薬局の営業時間内に予約制で実施しております。

2．オンライン服薬指導の方法

パソコン、スマートフォンやタブレット等のビデオ通話機能を利用しております。

3．薬剤の配送方法

ご利用になるシステムやお薬の内容、サイズにより配送方法が異なります。また、お薬の配送に係る費用は患者様のご負担となります。詳細は薬局スタッフにお尋ねください。

4．費用の支払方法

お薬代や配送に係る費用につきましては、クレジットカード決済、代金引換サービス等がご利用いただけます。店舗により異なりますので、詳細は薬局スタッフにお尋ねください。

5．オンライン服薬指導の実施可否の判断について

使用にあたり手技が必要なお薬が初めて処方された場合や通信環境の障害が発生した場合など、薬剤師がオンライン服薬指導の実施が困難であると判断する場合には、オンライン服薬指導を中止し、対面による服薬指導への切り替えをご提案する場合がございますので、予めご了承ください。また、患者様ご本人と十分に意思疎通を図ることができない場合は、患者様のご家族等に対して服薬指導を行うことも可能です。

6．オンライン服薬指導に係る情報保護に関する責任の所在について

当薬局では患者様のプライバシーが確保できるよう、適切な場所でオンライン服薬指導を実施いたします。また、医療情報に関する各種ガイドラインを遵守しているシステムを導入し、セキュリティを担保できるよう運用しております。患者様におかれましても、プライバシーが確保できるような環境（例：ご自宅、会社の会議室等）でオンライン服薬指導を受けていただき、ID・パスワードにつきましては、漏洩リスクが高いものは設定しないようご留意ください。患者様側のオンライン環境等に伴う情報の漏洩につきましては、弊社では責任を負いかねます。

2026 年 10 月 1 日 株式会社龍生堂本店

容器代に関するご案内

平素より龍生堂薬局をご利用いただき、誠にありがとうございます。

薬局では、軟膏剤や水剤等を容器に詰めてお渡しする場合がございます。現在、この際に使用する容器を無償提供しておりますが、社会情勢の影響で全てを無償提供することが難しい状況にあります。

そのため、患者さまの希望に基づいて複数容器に分けてお渡しする場合、追加で必要となる分の容器代金（税抜 50 円/個）については、患者さまへ実費負担をお願いする運びとなりました。

【例】軟膏 100g 処方の場合

100g 容器 1 個に入れて交付 → 無償

患者様のご希望に基づき 50g 容器 2 個に分けて交付

→ 容器 1 個分（税抜 50 円）有償

ご不明な点がございましたら、お気軽にスタッフまでお声がけください。

必要最小限無償提供継続のため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます

2026 年 6 月 10 日

龍生堂薬局